

施設利用のご案内（注意事項）

1. 申込受付について

使用日の6ヶ月前の月初め（営業日）から、申込受付を開始します。

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

（当所の年末年始休業日を除く）

申請書と使用料は、使用日の10日前までに提出ください。

ただし、付属設備等の利用料及び実費利用料は利用日の当日精算とさせていただきます。

2. 使用日時について

原則として、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。

（土日・祝日並びに当所の年末年始休業日を除く。但し、事前にご相談いただければ可能な範囲で対応します。）

3. 使用条件

以下に該当する場合は、使用を認めません。

- 公益を害する恐れがあると認めたとき。
- 建物又は器具を毀損する恐れがあると認めたとき。
- 創業目的の性質が公安を害し、又は騒擾^{そうじょう}を起こす恐れがあると認めたとき。

- その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

- 当所の目的に反するもの、または不適當と認めるもの。

※展示・販売行為や入場料の徴収行為

※宗教・政治活動

※コンプライアンスに違反する行為

4. 利用の取消・変更について

利用申込みの後、利用する方の都合で取消または変更される場合は、利用許可の取消（変更）手続きを行って下さい。いったん納められた利用料はお返しできません。

ただし、次にあげる理由および期日前に取消を行った時は、次にあげる額をお返し致します。

お返しする場合	お返しする額
天災、その他利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなった時	既納額の全額
施設等の管理上の支障のために利用許可を取り消した時	既納額の全額
利用日の 10 日前～4 日前までに利用許可の取消の申請を行った時	既納額の 7 割

5. 使用上の禁止・注意事項

- 飲食物を館外より持ち込む際には事務局に事前に連絡すること。
- 創業支援室は、原則 1 室 1 名を超えて使用しないこと。
- 利用室以外の無断侵入行為

- カードキー、利用部屋のカギの貸出については、当所の規定を順守すること。
- 壁面に掲示物を張り付けないこと、また創業支援室外に掲示物を出さないこと。
- 当所係員の指示に従うこと。係員の立ち入りを拒まないこと。
- その他

※当所駐車場がありますので、ご利用ください。ただし、駐車台数には限りがあります。

※館内は禁煙です。会館外の喫煙スペースを設置しています。

お問い合わせは総務課まで

電話番号：0725-53-0320

受付時間：平日午前9時から午後5時まで

（土、日、祝日、当所の年末年始休業日を除く）